

## 名張市総合評価落札方式試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、本市が発注する建設工事に関して競争入札を実施する場合に価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象建設工事)

第2条 総合評価落札方式の対象とする建設工事は、次の各号のいずれかに該当するものとし、名張市入札審査委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の過去の工事成績、同種工事の実績、社会貢献及び配置予定技術者の同種工事の実績と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 技術提案を要する工事について、入札者の工事の施工能力、技術提案内容、施工計画等に基づき、工事の品質又は性能と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 前2号に定めるもののほか総合評価落札方式に適合すると認める工事

### (総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点と技術評価点を総合した評価点
- (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 技術評価点 入札価格以外の評価であって、入札者の技術提案内容、工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、落札者決定基準に基づき配点するものとする。

3 総合評価落札方式は、当該工事の規模、工事内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じ、次の各号のいずれかの形式から選定する。

### (1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、一般的又は維持的な建設工事において、施工

の確実性を確認するために、地域性及び同種工事の経験、工事成績等に基づき評価し、入札価格とを総合的に評価する。

( 2 ) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、施工の確実性を確認するために、工程管理、品質管理、周辺環境への配慮、安全対策、施工上の課題等（以下「技術提案等」という。）の提案、地域性及び同種工事の経験、工事成績等に基づき評価し、入札価格とを総合的に評価する。

( 要領等の適用 )

第 4 条 この要領に規定する以外の事項は、名張市建設工事等入札実施要領（平成 6 年 1 1 月 1 4 日制定）及び条件付き一般競争入札運用基準（平成 1 6 年 1 月 1 日制定）の規定を適用するものとする。

( 学識経験者の意見聴取 )

第 5 条 総合評価落札方式により落札者決定基準を定めようとするときは、施行令第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 4 項の規定に基づき、あらかじめ 2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 学識経験者への意見聴取は、三重県が設置する三重県公共工事等総合評価意見聴取会における意見聴取をもって、これに代えることができるものとする。

3 市長は、前 2 項に定める意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 前 3 項の意見聴取の結果、意見が付されたときは委員会において審議の上、実施を決定するものとする。

( 入札参加者への周知 )

第 6 条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施する場合は、入札公告により次の事項を周知するものとする。

( 1 ) 総合評価落札方式を採用していること。

( 2 ) 総合評価に必要な資料（以下「評価資料」という。）の提出に関すること。

( 3 ) 総合評価の評価項目及びその配点に関すること。

( 4 ) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。

( 5 ) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。

( 6 ) 総合評価に関する疑義照会に関すること。

( 7 ) その他必要と認めること。

( 入札参加申請及び資格審査 )

第7条 入札者は、価格以外の評価を受けるに当たり評価資料に必要事項を記入の上、指定された方法で入札参加申請書と同時に提出するものとする。ただし、別途提出方法を指定した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の入札参加申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し入札参加資格が無いと認めるときは、連絡を行うものとする。

3 提出書類の返却及び提出後における内容の変更は、認めないものとする。

( 技術評価点の公表及び疑義照会 )

第8条 市長は、技術評価点の審査結果について、当該入札案件の開札日から起算して5日前までにホームページに掲載し、公表するものとする。

2 入札者は、前項の公表された結果により自らの技術評価点に疑義があるときは、前項の公表の日から起算して3日以内に様式第1号により照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項の照会に対し、様式第2号により速やかに回答するものとする。

( 落札者の決定方法 )

第9条 落札者の決定方法は、次に掲げるとおりとする。

( 1 ) 入札者のうち、次に掲げる要件を満たすものを総合評価審査対象とする。

ア 入札者が入札公告に定めた必要な要件を満たしていること。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた必要な評価資料を提出していること。

( 2 ) 入札書の開札は、技術評価点が決定した後に行うものとする。

( 3 ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

( 4 ) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

( 5 ) 落札者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第10条 落札者は、提示した技術提案等については、そのすべてを請負契約の内容とすることとし、履行する責任を有する。

2 技術提案等の履行がなされなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は資格停止措置の対象とし、委員会に諮るものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 8 条関係 )

年 月 日

名張市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

技術評価点に係る説明について ( 照会 )

下記の総合評価落札方式による条件付き一般競争入札について、技術評価点の項目ごとの得点について説明を求めます。

記

発注番号	
件 名	
開 札 日	年 月 日
照会内容	

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 様

名張市長 印

技術評価点に係る説明について(回答)

年 月 日付けで貴社から照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

発注番号	
件名	
開札日	年 月 日
回答内容	